

◎公認会計士法等の一部を改正する法律

(平成一九年六月二七日法律第九九号)

一、提案理由 (平成一九年五月二五日・衆議院財務金融委員会)

○山本國務大臣 ただいま議題となりました公認会計士法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本法案は、企業活動の多様化、複雑化、国際化、監査業務の複雑化、高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するため、監査法人制度等について見直しを行うものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、監査法人の品質管理、ガバナンス、ディスクロージャーを強化するため、業務の執行の適正確保や業務の品質管理の方針の策定及びその実施のための業務管理体制を監査法人が整備することを義務づけるとともに、監査法人の社員資格を公認会計士以外の者に拡大し、また、監査法人による情報開示を義務づけることとしております。

第二に、監査人の独立性を確保し、その地位を強化するため、監査人の独立性に関する制度を充実するとともに、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正、違法行為を発見した場合における当局への申し出制度を導入することとしております。

第三に、監査法人等に対する監督や監査法人等の責任のあり方を見直しとして、課徴金納付命令や監査法人に対する業務管理体制の改善命令など行政処分を多様化させるとともに、有限責任組織形態の監査法人制度を創設することとしております。また、外国監査法人等に係る届け出制度を整備することとしております。

以上が、この法律案の提出理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

二、衆議院財務金融委員長報告 (平成一九年六月八日)

○伊藤達也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、監査業務の複雑化、高度化や公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、監査法人の業務の品質管理、ガバナンス、ディスクロージャーを強化するとともに、監査人の独立性を確保し、その地位を強化するほか、監査法人等に対する監督や監査法人等の責任のあり方を見直すものであります。

本案は、去る五月二十四日当委員会に付託され、二十五日山本國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月六日より質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年六月八日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。
- 一 財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスが前提であり、監査役又は監査委員会の機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権限を監査役に付与する措置についても、引き続き真剣な検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。
- 一 公認会計士監査制度の充実・強化のためには、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であり、行政はこうした専門職業士団体の果たす役割を尊重するよう努めること。
- 一 業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分が多様化に伴い、これらの発動に当たっては、その効果を十分に検討した上、適切な運用に努めること。
- 一 会計監査を担う有為な人材を確保、育成するため、社会人等を含めた多様な人材確保を目的とする現行試験制度の趣旨を踏まえ、公認会計士試験実施の更なる改善に努めること。
- 一 公認会計士監査制度をより一層強固なものとするため、行政としても、今回の法改正の趣旨に則り、監査法人に対し、過度な負担を課すことのないよう適切な対応に努めること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一九年六月二〇日）

○家西悟君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公認会計士法等の一部を改正する法律案は、監査業務の複雑化、高度化が進展する下で、監査をめぐる不適正な事例が生じている現状にかんがみ、監査法人のガバナンス等の強化、監査人の独立性と地位の強化、監査法人等に対する監督責任の在り方の見直し等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、最近の企業会計監査をめぐる不祥事の要因、監査人の選任及び監査報酬の決定について監査役の権限を拡大する必要性、監査を担う人材の育成確保の在り方、監査法人に対する行政処分の適切な運用の必要性等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年六月一五日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。
- 一 財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実・強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。
- 一 公認会計士監査制度の充実・強化のため、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であることを踏まえ、専門職業士団体の自主規律を活用しつつ、有効かつ効率的な監督を行うこと。
- 一 今般の改正により、業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分の多様化が図られることに伴い、特に課徴金の納付命令に関しては、その効果を十分に検討しつつ、適切な運用に努めること。
- 一 会計監査を担う有為な人材の育成、確保の重要性にかんがみ、社会人等を含めた多様な人材の確保が進むよう、公認会計士試験の実施の在り方等、更なる改善に努めるとともに、公認会計士の質の充実と規模の拡大に努めること。また、国際的な会計基準の収斂が着実に進行している中、主要先進国間における公認会計士業務の相互協力を促進すること等も含めて検討すること。
- 一 証券市場の重要な基盤の一つである公認会計士制度を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、広がりをもせる監査業務に対する社会的ニーズに応えていくためには、中小監査法人の果たす役割が極めて重要であることにかんがみ、その組織化、人材の育成強化の必要性を踏まえた適切な対応に努めること。

右決議する。